

屋久島町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編) 改訂事業

特記仕様書

鹿児島県屋久島町

## 第1章 総則

### 【適用】

#### 第1条

この特記仕様書は、屋久島町（以下、「本町」という。）が発注する「屋久島町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂事業（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 【目的】

#### 第2条

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）について、平成19年度に「屋久島町地球温暖化防止実行計画」として計画の策定を行なったところである。先頃、国において地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が策定されたことをうけ、当該実行計画を2030年度に向けた国の温室効果ガス削減目標と比べて遜色のないものとして改訂していくことが求められる。

そのため、取組の大胆な強化・拡充を促すための、取組の企画・実行・評価・改善（PDCA サイクル：カーボン・マネジメント）のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入についての検討を行うなど、更なるエネルギー使用量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを、強化・拡充していくことが必要である。

本業務は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定マニュアル」（本編）（平成29年3月環境省総合環境政策局環境計画課）に基づき、事務事業編の対象となる本町の公共施設等について、エネルギーの使用状況や設備・機器の状況、運用の状況などを調査する。その結果をもとにして、今後の更なる省エネルギー対策を立案して、国の目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資する「屋久島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔改訂版〕（素案）」（以下、「実行計画素案」という。）を取りまとめることを目的とする。

### 【対象範囲】

#### 第3条

原則として本町内にある町所有の全施設（指定管理者が運営する施設を含む）等を対象とする（以下「対象施設」という。）。

対象施設：別紙「屋久島町施設一覧」参照

## 【業務概要】

### 第4条

本業務では、公共施設等に対し以下の調査等を行うものとする。

#### ア. 調査業務

資料及び現地踏査によるエネルギー使用状況の把握、設備の状況や運用状況の把握を行う。

#### イ. 計画作成支援業務

実行計画素案の作成などを行う。

#### ウ. 支援業務

カーボン・マネジメント体制の構築等のサポートを行う。

## 【履行期間】

### 第5条

本業務の契約締結の日から平成31年2月15日までとする。

## 【受託者の義務】

### 第6条

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 受託者は、本業務の実施にあたり、本町の担当者と十分な協議を行って作業を進めるものとする。

## 【秘密の厳守】

### 第7条

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、本町の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

2 受託者は、本町の承認なしに成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。

## 【疑義】

### 第8条

受託者は、本業務について不明な点、又は疑義を生じた場合は、速やかに本町担当者と協議するものとする。

## 【担当技術者】

### 第9条

受託者は、業務の実施にあたる担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を実行計画書において届け出るものとする。

2 受託者及び担当技術者は、本仕様書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。

## 【業務計画書】

### 第10条

受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、以下の各号に掲げる内容を含んだ実施計画書を提出し、本町の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 工程表
- (3) 業務組織・連絡体制・担当技術者
- (4) 業務実施方法
- (5) 成果品の内容

## 【協議】

### 第11条

協議・打合せは綿密に行うこととする。協議・打合わせは本町の指示又は受託者からの申し入れにより適宜実施するものとする。また、業務の進捗を逐次報告するものとする。

## 【業務の再委託】

### 第12条

受託者は、業務の実施に際し、必要な場合は再委託を行うことができる。ただしその場合は、実行計画素案作成など主たる業務を除くものとする。

## 【図書等の貸与】

### 第13条

本町より受託者に対し、業務の実施に必要な図面や資料・データ等（以下「関係書類等」という。）を貸与する。

2 受託者は、貸与された関係書類等を第3者に提供してはならず、業務完了後は本町が承諾したものを除き、速やかに返還またはデータを抹消しなければならない。

## 【土地等への立ち入り】

### 第14条

受託者は、本業務を遂行するため、公有地や施設に立ち入る場合は、施設等の管理者と十分な協議を行い、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。

2 やむを得ない理由等により立ち入りが不可能な場合は、受託者は本町の担当者と協議するものとする。

## 【不測の事態の発生】

### 第15条

本業務の遂行中、事故など不測の事態が発生した場合は、速やかに本町の担当者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

## 【安全管理】

### 第16条

本業務を遂行するにあたり関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

## 【検査】

### 第17条

受託者は成果品の引渡しにあたっては期限を遵守し、かつ本町の検査を受けなければならない。

2 成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において必要な訂正又は修正を行わなければならない。

#### 【個人情報の取扱い】

##### 第18条

受託者は、本業務にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
- (2) 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとする。
- (3) 本業務の利用目的以外に利用しないこと。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに本町に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
- (5) 本業務期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。

## 第2章 業務内容

#### 【関係法令・条例・基準等の遵守】

##### 第19条

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、国・県・本町の関連法規・条例、関連計画等との整合を図るとともに、本業務の実施にあたり必要とされる最新の関係法令及び条例等を遵守すること。

#### 【業務項目】

##### 第20条

本業務の業務項目については、以下のとおりとする。

##### (1) 調査業務

対象施設のエネルギー使用量を取りまとめて、温室効果ガスの排出量を算定する。また、必要に応じて対象施設において現地踏査や運用管理者へのヒアリング調査を行う。あわせて省エネルギー対策等の取組状況について調査する。

##### ①資料等によるエネルギー使用実態の把握

対象施設について、本町が提供するデータを基に、施設ごとに基準年度

(2013年度)及び2017年度における温室効果ガスの排出量を算定する。

## ②現地調査等

同一の施設種別に区分される施設のうち、その区分を代表すると考えられる施設について、本町より提供する図面、設備等の資料（容量・台数・設置年等）や運転状況（運転時間、設定温度等）等を整理し、施設のエネルギー使用状況を整理する。また、現地踏査により設備調査等を実施するとともに、各施設の運用管理者等へのヒアリングによってエネルギー使用実態を把握する。

現地調査等の実施対象施設については、本町の担当者との協議の上で決定するものとする。（おおむね10施設程度を想定している。）

## (2) 計画作成支援業務

調査業務の結果から、本町におけるエネルギーの使用状況の評価、これまでの取組事項の評価を行い、課題を整理して、設備等の運用改善や設備改修等の省エネルギー対策を検討する。

調査結果および検討結果をとりまとめて実行計画素案を作成する。この中では、エネルギー使用の現況の評価、国の削減目標に沿ったレベルの削減目標の設定、エネルギー消費効率の悪い設備の省エネ設備への更新、機器の効率改善、利用エネルギーの変更、運用方法の見直し等、多面的な省エネルギー対策等を検討し、目標実現に向けた取り組みの方策を記載する。あわせて、本業務で把握した取組の課題等を踏まえ、今後の省エネルギー等対策の実行性を高めるために必要な階層的なカーボン・マネジメント体制（PDCA サイクル）の構築、およびそれに付随するソフト面での取り組み、施設整備計画および更新時の機器採用基準について「施設・設備の運用及び整備・更新計画（仮称）」として取りまとめ、実行計画素案に盛り込む。

## (3) 支援業務

事業の実施において必要となるカーボン・マネジメント体制の構築を図るため、庁内会議の開催等をサポートする。あわせて、本業務の実施にあたり必要な（一財）環境イノベーション情報機構への報告作成についてもサポートする。

## 第3章 成果品

### 【成果品】

#### 第21条

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

##### (1) 業務報告書

本業務で実施した業務内容を取りまとめて、業務報告書を作成する。  
A4サイズでファイリングして2部提出する。

##### (2) 電子データ

業務報告書に関するデータ一式を納めた CD または DVD を 2 式提出する。